

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月25日 (第1回)
目標年度	令和17年度
市町村名 (市町村コード)	高岡市 162027
地域名 (地域内農業集落名)	東五位地区 (中保、樋詰、六家、内島南部、内島北部、池田、荒屋敷、大源寺、福田六家)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	143.50 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	137.72 ha
② 田の面積	140.99 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	2.51 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・対象地区内には、70歳以上で後継者が未定もしくは不明な農地がある。これらの農地を遊休化しないよう受け手の確保を進めていく必要がある。
- ・人手不足により、現状で手いっぱいである。さらに、企業の定年延長などにより新たな人材が入ってこないことなどから高齢化が進んでおり、担い手の確保が急務である。
- ・畔等の草刈りが大きな負担となっている。負担軽減対策が必要である。
- ・狭隘、不整形な土地が多く、耕作の受け手がなかなか見つからない。土地補正の必要がある。
- ・農地所有者(貸し手)と農業者(受け手)の双方の折り合いが難しい。また各農地で異なり集約が難しい。
- ・住宅地も近く、作業において近隣に配慮することもある。
- ・水管理のためのポンプ維持に河川水位の影響を受けている。
- ・地区内の農業者だけで農地を維持することが困難な状況である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・米を中心としつつ、麦・大豆等の土地利用型作物の作付け拡大を図る一方、収益性の高い作物の導入について、地区内で検討を行う。
- ・他地区からの担い手の受け入れを検討する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
地区の農地利用は、今後地域で話し合っ、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れの可能性を作りつつ、集約方針を検討していく。並行して新たな中心経営体となりうる地域の後継者の確保・育成を図る。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	62.1	%	将来の目標とする集積率 80 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
各地区において中心となる担い手がいる場合、中心経営体の位置付けとし検討する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
・担い手を中心に今後の経営(規模拡大・縮小)意向に沿った調整を進め、集積・集約化を促進する。 ・農機を効率的に利用するため、地区内において農機を共有する体制構築を検討する。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
・将来の経営農地の集約化を目指し、可能なものから、農地を機構に貸し付けていく。	
(3)基盤整備事業への取組	
・狭隘かつ不整形な農地については、耕作しやすいよう、また、受け手が受けやすくなるように、地権者の同意を得つつ、畔倒し等の補正に努める。 ・畔の草刈りや水管理については、自治会の協力のもと、地域ぐるみで取り組むなど、仕組み作りを検討する。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
・地域内外から、多様な担い手を募り、育成していくため、市町村及びJAと連携し、意向を踏まえながら取り組んでいく。 ・外国人実習生の受け入れもひとつの手法。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
・負担軽減及び作業の効率化のため、検討していく。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)									
☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他
【選択した上記の取組内容】									
・負担軽減及び作業の効率化・効果化のため、ラジコン草刈り機による草刈りやドローンによる農薬散布の導入について、今後検討を進める。 ・スマート農業機器の導入にあたっては、補助金等を積極的に活用する。									

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 17 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	(A)	水稻、大麦、園芸	33.46 ha	ha	水稻、大麦、園芸	33.46 ha	ha	A	地区外
認農	(B)	水稻、野菜	22.22 ha	ha	水稻、野菜	22.22 ha	ha	B	地区外
認農	(C)	水稻、大豆、ハトムギ	16.55 ha	ha	水稻、大豆、ハトムギ	16.55 ha	ha	C	地区外
認農	(D)	主穀作(水稻)・園芸作物・花卉	5.15 ha	ha	主穀作(水稻)・園芸作物・花卉	5.15 ha	ha	D	地区外
認農	(E)	水稻	3.70 ha	ha	水稻	3.70 ha	ha	E	
認農	(F)	水稻	2.80 ha	ha	水稻	2.80 ha	ha	F	地区外
認農	(G)	水稻、軟弱野菜	1.68 ha	ha	水稻、軟弱野菜	1.68 ha	ha	G	地区外
計	7経営体		85.56 ha	ha		85.56 ha	ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。